

平成 24 年 9 月の浄水場(所)の原水の放射能測定結果について

東京都水道局で測定した平成 24 年 9 月の原水(水道水の原料となる河川水等)の放射能の測定結果をお知らせします。

なお、平成 24 年 4 月より、各水系を代表する浄水場については週 1 回、その他の主要浄水場及び多摩地区等の表流水・伏流水・浅井戸を原水とする浄水所については概ね月 1 回測定します。

1 各水系を代表する浄水場：週 1 回の測定

(1) 金町浄水場(利根川・江戸川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
9 月 3 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
9 月 10 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
9 月 17 日	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
9 月 24 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)

(2) 朝霞浄水場(利根川・荒川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
9 月 4 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
9 月 11 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)
9 月 18 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
9 月 25 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)

(3) 小作浄水場(多摩川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
9 月 5 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)	不検出 (検出限界値 0.9)
9 月 12 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)
9 月 19 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)
9 月 26 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)

(4) 東村山浄水場(多摩川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
9 月 6 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
9 月 13 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
9 月 20 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
9 月 27 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)

(5) 長沢浄水場(相模川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
9 月 7 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
9 月 14 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
9 月 21 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
9 月 27 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)

1 採水時間：午前 9 時採水

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「○月○日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、○月○日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

2 その他の主要浄水場：概ね月 1 回の測定

単位：Bq/kg

採水場所	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
三郷浄水場 (利根川・江戸川水系)	9 月 17 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)
三園浄水場 (利根川・荒川水系)	9 月 18 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.5)
砧浄水場 (多摩川水系)	9 月 19 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
境浄水場 (多摩川水系)	9 月 20 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
砧下浄水所 (多摩川水系)	9 月 21 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)

1 採水時間：午前 9 時採水

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「○月○日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、○月○日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

3 多摩地区等の表流水・伏流水・浅井戸を水源とする浄水所の最新の測定結果

<表流水を水源とする浄水所>

単位：Bq/kg

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
氷川浄水所 (奥多摩町氷川字大氷川 316 外)	表流水 (川乗谷)	9 月 2 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)

棚沢浄水所 (奥多摩町棚澤字 柏の木 583-5)	表流水 (西沢)	9月4日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.7)
大丹波浄水所 (奥多摩町大丹波字奥中 茶屋 498)	表流水 (大丹波川)	9月11日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.7)
戸倉浄水所 (あきる野市戸倉 261-2)	表流水 (盆堀川・秋 川)	9月24日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
深沢浄水所 (あきる野市深沢 560-6)	表流水 (深沢川)	9月25日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)
小河内浄水所 (奥多摩町留浦字 雨風り 1310-10 外)	表流水 (雲風呂谷)	9月27日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「○月○日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、○月○日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

< 伏流水を水源とする浄水所 >

単位：Bq/kg

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
日向和田浄水所 (青梅市日向和田 2-370)	伏流水 (多摩川)	9月3日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
沢井第二浄水所 (青梅市沢井 3-667)	伏流水 (青渭川)	9月5日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
高月浄水所 (八王子市高月町 400)	伏流水 (秋川)	9月9日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.6)
二俣尾浄水所 (青梅市二俣尾 5-51-1)	伏流水 (多摩川)	9月10日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)
成木浄水所 (青梅市成木 7-1591-3)	伏流水 (成木川)	9月26日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)
千ヶ瀬第二浄水所 (青梅市千ヶ瀬町 1-69-1)	伏流水 (多摩川)	9月30日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性とし

て、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「○月○日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、○月○日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

< 地下水（浅井戸）を水源とする浄水所 >

単位：Bq/kg

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
上石原浄水所 (調布市上石原 1-34-7)	地下水 (浅・深井戸)	9月12日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)
杉並浄水所 (杉並区善福寺 3-28-5)	地下水 (浅井戸)	9月13日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
上代継浄水所 (あきる野市上代継 407)	表流水 (浅井戸)	9月23日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「○月○日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、○月○日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。